

兵庫労働局発表
平成23年10月27日

担	労働基準部健康課	
	健康課長	井上 寿洋
当	広報担当	
	課長補佐	安田 晃一
	電話	078 - 367 - 9153
	FAX	078 - 367 - 9166

受動喫煙防止対策助成金制度の創設について

職場での受動喫煙防止対策については、昨年12月の労働政策審議会で建議されていましたが、この中で、顧客が喫煙できることをサービスに含めて提供している飲食店、旅館等については喫煙室の設置等の受動喫煙防止対策の取り組みを促進することが求められています。

このため、受動喫煙防止対策助成金制度が創設され、以下のとおり平成23年10月1日から開始しています。

1 対象事業主

- 労働者災害補償保険の適用事業主であって、
- 旅館業、料理店又は飲食店を営営する中小企業事業主※であること。
※ 料理店又は飲食店については常時雇用する労働者が50人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下、旅館業については常時雇用する労働者の数が100人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下。

2 助成対象

- 一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費
- 喫煙室以外に、受動喫煙を防止するための換気設備の設置等の措置に必要な経費
- ※ 工事前に「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画」を策定し、所轄都道府県労働局長の認定を受ける必要があります。

3 助成率、助成額

費用の1/4 (上限200万円)

4 申請書等提出先

都道府県労働局労働基準部健康安全課 (又は健康課)

【参考】

受動喫煙防止対策助成金以外の支援事業

以下の事業も10月から開始しています。利用する事業場の業種に制限はありません。

(1)受動喫煙防止対策に係る相談支援業務

事業場での受動喫煙防止対策を実施する上での技術的な相談内容について、労働衛生コンサルタント等の専門家による電話相談を受け付けます (相談料は無料)。必要に応じ実

地指導も行います。

☆ 相談ダイヤル：03-3213-1012

(平成23年度事業受託者：東京海上日動リスクコンサルティング株式会社)

(2)職場内環境測定支援業務

受動喫煙防止対策を行う事業場で、職場内の空気環境について把握することを支援するため、粉じん計及び風速計の無料貸与を行います。

☆ 申込受付ダイヤル：03-5625-4296

FAX：03-5600-4907

(平成23年度事業受託者：柴田科学株式会社)

平成23年10月24日(月)
労働基準局安全衛生部
計画課長 高崎真一
課長補佐 中條絵里(5131)
労働衛生課長 椎葉茂樹
調査官 毛利正(5497)
(代表電話) 03(5253)1111
(直通電話(計画課)) 03(3502)6753
(直通電話(労働衛生課)) 03(3502)6755

報道関係者各位

「労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱」の労働政策 審議会に対する諮問及び同審議会からの答申について

～労働安全衛生対策をより一層強化します～

厚生労働大臣から、本日、労働政策審議会(会長 諏訪 康雄 法政大学大学院政策創造研究科教授)に対し、別添1のとおり「労働安全衛生法の一部を改正する法律案要綱」について諮問を行いました。これについて、同審議会安全衛生分科会(分科会長 相澤 好治 北里大学副学長)で審議が行われた結果、同審議会から厚生労働大臣に対して、別添2のとおり答申がありました。

厚生労働省としては、この答申を踏まえて法律案を作成し、臨時国会提出への準備を進めます。

なお、法律案のポイントは以下のとおりです(詳細は別添3)。

【ポイント】

〇メンタルヘルス対策の充実・強化

- ・医師又は保健師による労働者の精神的健康の状況を把握するための検査を行うことを事業者に義務づけます。
- ・検査の結果は、検査を行った医師又は保健師から労働者に直接通知されます。医師又は保健師は労働者の同意を得ずに検査結果を事業者に提供することはできません。
- ・検査結果を通知された労働者が面接指導を申し出たときは、事業者は医師による面接指導を実施しなければなりません。なお、面接指導の申出をしたことを理由に労働者に不利益な取扱をすることはできません。
- ・事業者は、面接指導の結果、医師の意見を聴き、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮など、適切な就業上の措置をしなければなりません。

○型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加

・特に粉じん濃度が高くなる作業をする労働者に使用が義務づけられている「電動ファン付き呼吸用保護具」を、型式検定及び譲渡の制限の対象に追加します。

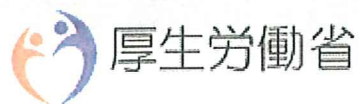
○受動喫煙防止対策の充実・強化

・受動喫煙防止のため、職場の全面禁煙、空間分煙を事業者に義務づけます。

・ただし、当面の間は、飲食店や措置が困難な職場については、受動喫煙の程度を抑えるために一定の濃度又は換気の基準を守ることを義務づけます。

別添資料

- [別添1 \(PDF:148KB\)](#)
- [別添2 \(PDF:18KB\)](#)
- [別添3 \(PDF:2260KB\)](#)



〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2 電話:03-5253-1111(代表)

Copyright © Ministry of Health, Labour and Welfare, All Right reserved.

労働安全衛生法の一部を改正する法律案の概要

メンタルヘルス対策の充実・強化

- 医師又は保健師による労働者の精神的健康の状況を把握するための検査を行うことを事業者に義務付ける。
- 労働者は、事業者が行う当該検査を受けなければならないこととする。
- 検査の結果は、検査を行った医師又は保健師から、労働者に対し通知されるようにする。医師又は保健師は、労働者の同意を得ないで検査の結果を事業者に提供してはならないこととする。
- 検査の結果を通知された労働者が面接指導の申出をしたときは、医師による面接指導を実施することを事業者に義務付ける。
- 面接指導の申出をしたことを理由として不利益な取扱いをしてはならないこととする。
- 事業者は、面接指導の結果、医師の意見を聴き、必要な場合には、作業の転換、労働時間の短縮その他の適切な就業上の措置を講じなければならないこととする。

型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加

- 特に粉じん濃度が高くなる作業に従事する労働者に使用が義務付けられている電動ファン付き呼吸用保護具を型式検定及び譲渡の制限の対象に追加する。

受動喫煙防止対策の充実・強化

- 受動喫煙を防止するための措置として、職場の全面禁煙、空間分煙を事業者に義務付ける。
- ただし、当分の間、飲食店その他の当該措置が困難な職場については、受動喫煙の程度を低減させるため一定の濃度又は換気の基準を守ることを義務付ける。

施行期日：公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日

（「型式検定及び譲渡の制限の対象となる器具の追加」は、6月を超えない範囲内で政令で定める日）

受動喫煙防止対策の支援事業について

受動喫煙防止対策助成金を始め、次の3事業を平成23年10月より開始しました。

①受動喫煙防止対策助成金

1. 対象事業主

○労働者災害補償保険の適用事業主であって、旅館業、料理店又は飲食店を営む中小企業事業主※であること。

※ 料理店又は飲食店については、その常時雇用する労働者が50人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下、
旅館業については、その常時雇用する労働者の数が100人以下又はその資本金の規模が5,000万円以下。

2. 助成対象

○一定の要件を満たす喫煙室の設置に必要な経費

○喫煙室以外に、受動喫煙を防止するための換気設備の設置等の措置に必要な経費

工事前に「受動喫煙防止対策助成金関係工事計画」を策定し、所轄都道府県労働局の認定を受ける必要があります。

3. 助成率、助成額 : 喫煙室の設置等に係る費用の1/4 (上限200万円)

4. 予算規模 : 平成23年度予算 約2.8億円

5. 申請書等提出先 : 都道府県労働局(健康安全課又は健康課)

②受動喫煙防止対策に係る相談支援事業

○事業場における喫煙室の設置、飲食店等における浮遊粉じんの基準への対応など技術的な相談内容について、労働衛生コンサルタント等の専門家による電話相談を行います。(必要に応じ実地指導も行います。)

○相談は無料です。

☆相談ダイヤル:03-3213-1012

☆問合せ先 : judo-kitsuen@tokiorisk.co.jp

(事業実施機関:東京海上日動リスクコンサルティング株式会社)

③職場内環境測定支援事業 (測定機器貸出事業)

○受動喫煙防止対策を行う事業場において、職場内環境の実態把握などを行う際の支援として、デジタル粉じん計(浮遊粉じん濃度の測定)、風速計の無料貸出を行います。

☆申込受付ダイヤル:03-5625-4296

FAX :03-5600-4907

(事業実施機関:柴田科学株式会社)